

論文審査規定

1. 投稿要件の確認

新規投稿にあたり、編集事務局（編集委員長、編集副委員長、編集事務局長）は、当該論文が投稿要件（第一著者が本学会の会員であること）の確認及び二重投稿のチェックをする。連名者及び依頼論文の著者は必ずしも本学会員である必要はない。

＊二重投稿の疑いがある投稿論文については、編集委員長、副編集委員長（以下副委員長）、担当編集委員で協議を行う。二重投稿と判断された時点で審査を打ち切る。

2. 再投稿論文の審査について

以前にストレスマネジメント研究に投稿し、掲載不可もしくは取り下げとなった論文が別論文として再投稿された場合には、編集事務局及び前回の担当編集委員との協議により、別論文とみなせるかどうかの判断を行う。

- 1) 別論文と判断された場合には、通常の手続きに移行する。
- 2) 別論文と判断されなかった場合は、編集事務局は受稿を拒否する。

3. 担当編集委員の決定

新規投稿論文に対して投稿要件を満たすことが確認され次第、編集事務局で協議し、1週間以内に担当編集委員を決定する。担当編集委員は原則として本学会の編集委員とする。担当編集委員の決定にあたっては、著者との関係（指導教官、共同研究者、同じ研究室の出身者、など）に配慮する。著者に編集委員長または副委員長、事務局長が含まれる場合、もしくは著者がそれらの指導学生である場合は、協議に参加せず、残る編集事務局委員の責任で担当編集委員を決定する。

4. 担当編集委員への依頼

担当編集委員が決定後、編集事務局より投稿論文を送付すると同時に、審査期限が投稿受付時から30日以内であることを明確に伝える。その折に上記の理念ならびに編集方針を伝え了解をとる。

5. 査読者の推薦

担当編集委員には著者を顕名で伝える。担当編集委員は1週間以内に2名の査読者を推薦し、編集事務局に連絡する。そのさい、査読者には原則として1ヶ月以内に審査を行うことについての了承を得ることとする。査読者の審査は匿名とするが、推薦にあたっては著者との関係を考慮する。査読者は学会理事及び学会員に限定せず、必要であれば非会員でも可とする。

6. 査読者への依頼

担当編集者は、著者氏名・所属・連絡先・謝辞等を削除した審査用原稿を査読者に送付し1ヶ月以内に審査結果を担当編集委員に送付するよう依頼する。その折に上記の編集方針を伝え了解をとる。

7. 査読結果報告の超過期限

審査期限を超過しても査読結果報告がない場合には、編集事務局は担当編集者に審査状況の問い合わせを行う。査読を依頼してから1ヶ月過ぎても査読結果が返送されない場合、編集委員長は編集事務局と担当編集委員との審議を経て、必要に応じ担当編集委員・査読者の交替を行うことができる。

*担当編集委員もしくは査読者に審査が続行できない状況が生じた場合、編集事務局での協議により、すみやかに担当編集委員もしくは査読者の交替等の対応をとる。

8. コメントの作成

担当編集委員は2名の査読者の審査結果にもとづいて、論文の掲載可否ならびに修正の必要性を判断し「査読結果報告書」を作成する。査読結果報告書は査読者の審査を重視して行うことを原則とするが、見解が対立した場合の修正方針の決定や掲載の可否判断は、あくまで担当編集委員の責任で行うものとする。作業が終了したら、担当編集委員は、総合コメント、2名の査読者のコメントを含んだ査読結果報告書を編集事務局宛に送付する。

9. コメント作成する際の留意点

- 1) 審査の目的は、研究の問題点を指摘して「非採択」をすることではなく、研究の意義や今後の展望を見いだして国内のストレスマネジメント研究の活性化を図ることである。
- 2) コメントの作成にあたっては、丁寧な表現を用いることを心掛け、著者の人格を傷つけるようなことがないように注意する。
- 3) 1回目の査読において論文の問題点を可能な限りすべて指摘する。大幅な変更や修正が必要とされる論文に対しては、「取り下げのうえ再投稿」とする。
- 4) 再審査において、前回触れなかった新しい問題点を指摘する場合には、「修正によって新たな問題が生じた」などと著者に理由を説明する。
- 5) コメントは、主要な意見（問題点の指摘、大幅な修正や変更）と、それ以外の意見

(表現上の修正、誤字・脱字など)を区別して記す。

6) 著者の改稿意欲を促すように、建設的かつ教育的コメントを心がける。

10. 査読結果報告

編集事務局は、担当編集委員の総合コメントと2名の査読者のコメントを第一著者(代表者)に送付する。編集事務局は両査読者に担当編集委員の総合コメントならびにもう一方の査読者のコメントを送付する。

11. 論文の修正

論文修正に際しては修正対照表を作成し、主な修正点が分かるように頁行とその内容を明記する。改稿後に修正が十分でない場合には不採択なる場合がある。

12. 修正稿の投稿期限

修正稿の投稿期限は原則として30日とする。また、改稿期限を超過しても著者から連絡のない場合には問い合わせを行う。

査読結果の通知を行ってから30日以上経過しても修正稿が投稿されない場合、担当編集委員から取り下げの勧告を行うことができる。ただし、著者に30日以内の修正が困難な状況が生じた場合、編集事務局と担当編集委員との協議により、投稿期限の延長を認める。

13. 再審査

修正論文が送付されてきたら、編集事務局は1回目の総合コメント・査読者のコメントを添付したうえで、修正論文を担当編集委員(査読者を含めた「修正の後再審査」の場合には査読者にも)に送付する。再審査の審査期限は、査読者を含む再審査の場合は1ヶ月以内、担当編集委員のみの場合は2週間以内とする。

14. 掲載決定と受理

担当編集委員から編集事務局に掲載可の報告がなされた場合、編集委員長と副委員長との協議により、問題がなければ、担当編集委員による審査経緯の説明を編集委員会に提示し、審議を経て論文の受理決定を行う。結果はただちに筆頭著者に伝達する。

15. 非採択決定

担当編集委員から編集事務局に非採択の提案がなされた場合、編集委員長は、副委員長との協議結果および担当編集委員による審査経緯の説明を編集委員会で報告し、審議を経て論文の非採択決定を行う。結果は速やかに第一著者に通知する。

16. 論文の取り下げ

著者は、事情に応じ論文の取り下げを行うことができる。その場合、取り下げ理由を添付したうえで、編集事務局に連絡する。編集委員長は副委員長と協議のうえ、これを承認する。